

京都市消防局訓令乙第6号

各 部

消 防 学 校

各 消 防 署

京都市消防吏員服制規程の一部を次のように改正する。

平成30年9月28日

京都市消防局長 荒木 俊晴

別表第2活動用下衣の款の次に次の2款を加える。

統括指揮活動帽	地 質	濃紺色の布地とし、前面はオレンジ色を配する。
	制 式	<p>野球帽型とし、前ひさしは、地質と同様とする。</p> <p>帽の前面に、「KYOTO CITY」の文字及びき章を銀色の糸で、「FIRE DEPARTMENT」の文字を赤色の糸でそれぞれ刺しゅうし、金色の糸で装飾刺しゅうする。</p> <p>帽の左横側に、「HYPER COMMAND TEAM」の文字を銀色の糸で刺しゅうする。</p> <p>形状は、第4図のとおりとする。</p>
上 衣	地 質	紺色の制電性を有する難燃性の布地とし、襟、袖の外側、肩及び後面の上部にオレンジ色を配する。
		<p>ワイシャツカラーとし、掛け合わせにファスナーを付ける。</p> <p>胸部の左右に各1個のファスナー付きポケットを付け、両玉縁にオレンジ色を配する。</p> <p>袖は、長袖とし、袖口にファスナーを付ける。</p>

統括指揮活動服	制式	後面の上部に「京都市消防局」,「KYOTO CITY FIRE DEPT.」及び「HYPER COMMAND TEAM」の文字を紺色の反射材で入れる。
		胸部の左に胸章並びに所属章及び個人章を付ける。
		形状は, 第5図1のとおりとする。
	胸章	別表第1活動服合冬服と同様とする。
	所属章	
	個人章	
ズボン	地質	別表第1活動服合冬服と同様とする。
	制式	
バンド		
統括指揮隊員腕		紺色の布地の台地に金色の糸で縁取りを, 金色及び銀色の糸で図柄を, 金色の糸で「KYOTO」, 「統括指揮隊」及び「Hyper Command Team」の文字をそれぞれ刺しゅうしたものとする。
		統括指揮隊員は, 左上腕部に統括指揮隊員腕章を付ける。
		形状は, 第5図2のとおりとする。

別表第2本部指揮救助活動帽の款中「本部指揮救助活動帽」を「特別高度救助活動帽」に改め, 同款制式の項中「KYOTO CITY F. D. SUPER COMMAND RESCUE TEAM」を「KYOTO CITY F. D. SUPER ADVANCED RESCUE TEAM」に, 「第4図1」を「第6図1」に改め, 同款帽章の項中「第4図2」を「第6図2」に改める。

別表第2本部指揮救助活動服の款中「本部指揮救助活動服」を「特別高度救助活動服」に改め, 同款上衣の項制式の目中「SUPER COMMAND RESCUE TEAM」を「SUPER ADVANCED RESCUE T

EAM」に、「第5図1」を「第7図1」に改め、同款本部指揮救助隊員腕章の項を次のように改める。

特別高度救助隊員腕章	<p>紫がかった濃紺色の布地の台地に赤色及び黄色の糸で縁取りを、銀色及び金色の糸で図柄を、オレンジ色、黄色及び銀色の糸で「KYOTO」、「特別高度救助隊」及び「Super Advanced Rescue Team」の文字をそれぞれ刺しゅうしたものとす。</p> <p>特別高度救助隊員は、左上腕部に特別高度救助隊員腕章を付ける。</p> <p>形状は、第7図2のとおりとする。</p>
------------	--

別表第2飛行帽の款制式の項中「第6図1」を「第8図1」に改め、同款帽章の項中「第6図2」を「第8図2」に改める。

別表第2飛行服の款上衣の項制式の中「第7図1」を「第9図1」に改め、同款ズボンの項制式の中「第7図2」を「第9図2」に改める。

別表第2防寒服の款制式の項中「第8図」を「第10図」に改める。

別表第2活動服（半袖）の款制式の項中「第9図」を「第11図」に改める。

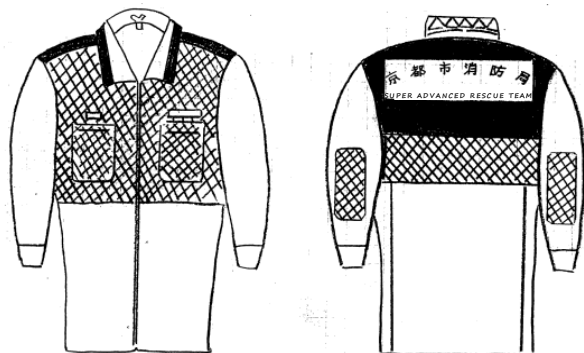
別表第2救急実習服の款制式の項中「第10図」を「第12図」に改める。

別表第2音楽隊被服の款帽子の項合冬帽の目制式の節中「第11図1（1）」を「第13図1（1）」に改め、同目周章の節中「第11図1（2）」を「第13図1（2）」に改め、同款合冬服の項上衣の目制式の節中「第11図2（1）ア」を「第13図2（1）ア」に改め、同目肩章の節中「第11図2（1）イ」を「第13図2（1）イ」に改め、同項ズボンの目制式の節中「第11図2（2）ア」を「第13図2（2）ア」に改め、同目側章の節中「第11図2（2）イ」を「第13図2（2）イ」に改め、同項ネクタイの目中「第11図2（3）」を「第13図2（3）」に改め、同款夏服の項上衣の目制式の節中「第11図3（1）及び（2）」を「第13図3（1）及び（2）」に改め、同項ズボンの目側章の節中「第11図3（3）」を「第13図3（3）」に改め、同款バンドの項中「第11図4」を「第13図4」に改める。

別表第2中第6図から第11図までを2図ずつ繰り下げ，同表第5図を次のように改める。

第7図 特別高度救助活動服

1 上衣制式



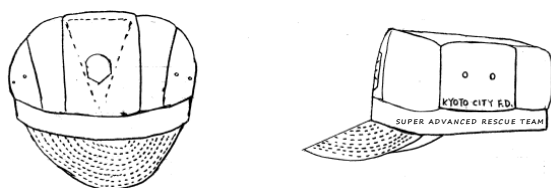
2 特別高度救助隊員腕章



別表第2中第4図を次のように改める。

第6図 特別高度救助活動帽

1 制式



2 帽章



別表第2中第3図の次に次の2図を加える。

第4図 統括指揮活動帽制式

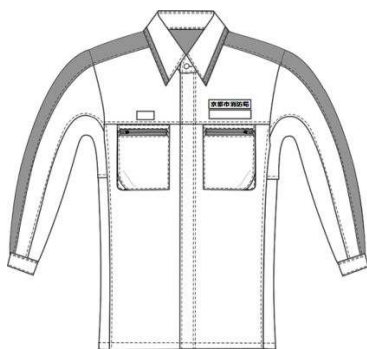


前面に入れる刺しゅう



第5図 統括指揮活動服

1 上衣制式



2 統括指揮隊員腕章



附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成30年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令による改正前の京都市消防吏員服制規程の規定による本部指揮救助活動帽及び本部指揮救助活動服は、当分の間、これを使用することができる。

(消防局総務部人事課)